別記様式第１号の２（第３条、第５１条の８関係）

消防計画作成（変更）届出書

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 年　　月　　日  消防長（消防署長）（市町村長）殿  　　　　　　　　　　　　　　　　　防火  管理者  防災  住　所  氏　名　　　　　　　　　　　　　　　　　㊞  　　　　　　　　　防火  管理に係る消防計画を作成（変更）したので届け出ます。  別添のとおり、  　　　　　　　　　防災 | | |
|
|
|
|
|
|
|
| 管理権原者の氏名  （法人の場合は、名称及び代表者氏名） |  | |
| 防火対象物  又は　　　　　　　の所在地  建築物その他の工作物 |  | |
| 防火対象物  又は　　　　　　　の名称  建築物その他の工作物  （変更の場合は、変更後の名称） |  | |
| 防火対象物  又は　　　　　　　の用途  建築物その他の工作物  （変更の場合は、変更後の用途） |  | 令別表第１  （ 　）項 |
| その他必要な事項  （変更の場合は、主要な変更事項） |  | |
| ※受付欄 | ※経過欄 | |
|  |  | |

備考　１　　この用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

　　　　　「防火

２横書きの文字については，該当しない文字を横線で消すこと。

の横書きの文字については、該当しない文字を横線で消すこと。

　　　　　　防災」

　　 ３　　※印の欄は記入しないこと。

　　　　　　　　　　　　公民館・集会場の消防計画

第１条　この計画は、火災、地震等の災害の予防及び人命の安全の確保のため、利用者全員が守らなければならない。

第２条　管理権原者は、防火管理に関するすべての責任を有し、次の事項を行う。

（１）防火管理者を選任（解任）、消防長への届出

（２）防火管理者が消防計画を作成する場合の必要な指示

（３）防火上の建築構造の不備や消防用設備等の不備・欠陥事項がある場合の速やかな改修

（４）役員の交代等の際の防火管理者の選任（解任）、消防用設備等の維持管理、改修計画等の確実な申し送り

第３条　防火管理者は、次の業務を行い、または消防機関への届出、報告を行う。

（１）消防計画の作成（変更）、消防長への届出

（２）利用者への火災予防対策等の周知(利用注意事項の掲示)

（３）通報、消火、避難誘導などの消防訓練の実施と通知

（４）建物、火気使用設備器具等の自主検査と、消防用設備等の点検結果報告

（５）火気の使用、取扱いに関する指導

（６）収容人員の把握と安全管理

（７）管理権原者への防火上の提案や報告

（８）その他防火管理について必要な業務

第４条　防火管理委員会の組織を、次のとおりとする。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 会　長  （自治会長等） |  | 委員 |  |
| 副会長 |  |  |
| 防火管理者 |  |  |

（１）定例会を（　　）月に開催し、臨時会を必要に応じ開催する。

（２）委員会は、防火管理業務の推進に必要な事項を審議する。

（３）委員は、防火管理者の補佐を行う。

第５条　自衛消防活動は、利用者全員で協力して活動し、対処するものとする。

第６条　消防訓練の実施

（１）消火、通報、避難などの消火訓練を、年２回以上実施する。

（２）消防訓練を実施するときは、消防訓練通知書を消防署に提出する。

第７条　消防用設備等、建物・避難施設、火気設備等の維持管理

（１）管理権原者は、消防法第１７条の３の３に基づき、消防用設備等の定期点検を次のとおり実施し、その結果を維持台帳に記録するとともに、1年に1回消防長に報告する。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 点検時期  設備等の種類 | 点検実施月 | |
| 機器点検 | 総合点検 |
| 消　　火　　器 | 月　　月 |  |
| 非常警報設備 | 月 | 月 |
| 誘　　 導　　 灯 | 月　　月 |  |

（２）建物、避難施設、火気設備器具等の点検及び管理は、防火管理委員会で行う。

第８条　利用者は、次のことを守る。

（１）喫煙は、指定された場所で行う。　　　　　　　　　　　　　.

（２）避難口、避難通路等には、避難の支障になる物を置かない。

（３）退館時は、灰皿、火気設備器具等の安全を確認する。

（４）火気設備器具等の周辺は常に整理整頓し、適正に使用する。

（５）地震時は身の安全を確保し、揺れがおさまって火気設備等の使用をやめ、安全を確認し、安全な場所に避難する。

（６）利用責任者は、火災発生時１１９番に通報を行う。

（７）その他、火災を起こさないように注意する。

　附　則

この計画は、　　　　年 月 日から適用する。